

知事の職務を代理する上席の職員を定める規則をここに公布する。

平成23年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第56号

知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、香川県部制条例（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部の長の職にある職員とし、その順序は、同条に定める部の順序とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。